

請願文書表

令和8年第2回神奈川県議会定例会

令和8年6月26日

請願番号	36	受理年月日	8 . 6 . 24
件名	私立学校の修学旅行等における安全管理等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区台町11-20 恒陽マンション403 教育を良くする神奈川県民の会 代表 小山和伸		大村 悠	
<p>1. 請願の要旨</p> <p>私立学校に対し、宿泊を伴う修学旅行等を行う場合、安全管理を徹底するとともに政治的活動の禁止を遵守するように要請していただきたい。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で平和学習中の同志社国際高校の生徒が乗った船2隻が転覆し、女子生徒ら2人が死亡し14人が負傷するという痛ましい事故が起きました。事故後の調査等により、運航団体・学校ともに多くの問題があったことが明らかになりました。</p> <p>転覆した船は、辺野古基地移設工事への反対活動を行ってきた団体が運航するいわゆる「抗議船」で、当日は波浪注意報が発令され海上保安庁が注意を呼び掛けていましたが、船長の判断で出航しました。乗船名簿もなく、海上運送法で義務付けられた事業登録をしておらず、出航判断基準を定めた安全管理規定なども策定されていなかったとのことで、国土交通省は死亡した船長を海上運送法違反罪で刑事告発しました。</p> <p>一方、同志社国際高校を運営する学校法人同志社には文部科学省が現地調査を行いました。船長任せで引率教員が同乗しなかったこと、事前の下見が行なわれなかったこと、生徒や保護者への事前説明がなかったこと、乗船についての契約書の締結もなかったことなど、安全管理体制は著しく不適切であったと指摘しました。また、いわゆる「平和学習」についても、さまざまな見解を十分に提示しておらず特定の見方・考え方に偏っていたこと、教員の相当数が生徒らを乗せる船が「抗議船」だという認識を持っていたこと、過去の研修旅行のしおりに「座り込み」を呼びかける記載があったことなど、総合的に勘案すれば政治的活動を禁じる教育基本法第14条2項に違反するとして是正を求めました。</p> <p>つきましては、私立学校に対し、宿泊を伴う修学旅行等を行う場合、危機管理マニュアルの再点検など安全管理を徹底するとともに、さまざまな見解を十分に提示するなど教育基本法が定める政治的活動の禁止を順守するように要請していただきたく請願致します。</p>			